

福岡広域都市計画

用途地域の変更

(古賀市決定)

福岡県古賀市

福岡広域都市計画 用途地域の変更（古賀市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最 低 限 度	建築物 の高さ の制限	備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 137 ha	6 / 10以下	4 / 10以下	1.0 m	150m ²	10.0 m	15.9%
	約 30 ha	8 / 10以下	4 / 10以下	1.0 m	150m ²	10.0 m	3.5%
	約 10 ha	6 / 10以下	4 / 10以下	1.5 m	150m ²	10.0 m	1.2%
	約 3 ha	8 / 10以下	5 / 10以下		165m ²	10.0 m	0.3%
	約 180 ha						20.9%
第二種低層 住居専用地域 小 計	約 93 ha	10 / 10以下	6 / 10以下	—	150m ²	10.0 m	10.8%
	約 29 ha	15 / 10以下	6 / 10以下		150m ²	15.0 m	3.4%
	約 122 ha						14.2%
第一種中高層 住居専用地域	約 56 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	6.5%
第 一 種 住 居 地 域	約 215 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	24.9%
第 二 種 住 居 地 域	約 37 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.3%
近隣商業地域	約 24 ha	20 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	2.8%
商 業 地 域	約 11 ha	40 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	1.3%
準工業地域	約 27 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	3.1%
工 業 地 域	約 153 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	17.7%
工業専用地域	約 37 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.3%
合 計	約 862 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

理 由

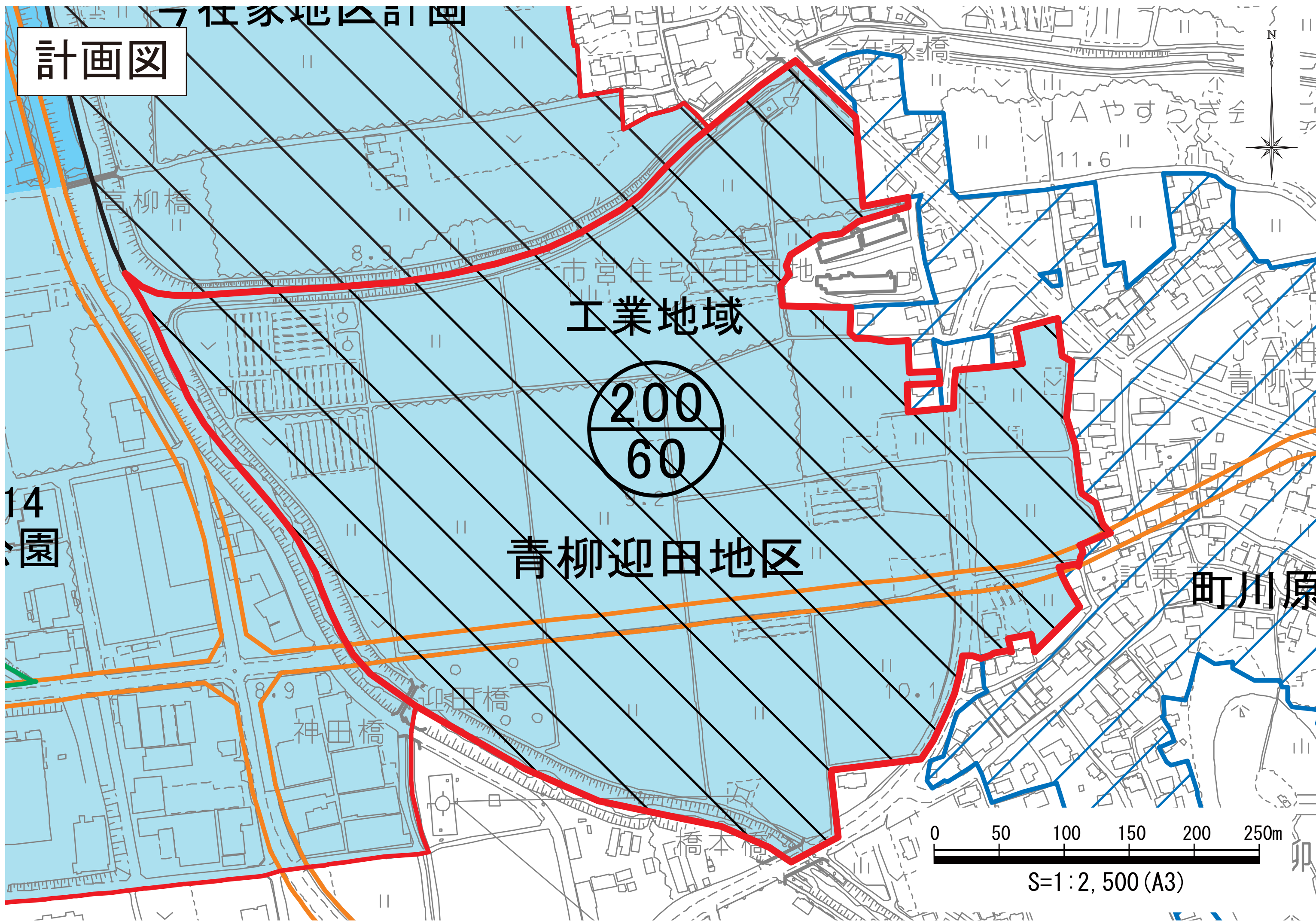
古賀市は、県内でも有数の製造品出荷額を誇る工業団地を有しており、製造業を中心とした企業の進出需要が高い都市であるが、現在は、市内既存工業団地に空き区画がなく、土地の確保が難しい状況となっている。

本地区は、既存の工業団地と隣接しており、主要地方道筑紫野古賀線、県道町川原赤間線、県道町川原福岡線、都市計画道路浜大塚線及び京田馬渡線に近接し、九州自動車道古賀インターチェンジへの交通アクセス性にも優れていることから、工業団地を拡張するには最適な地区である。

今回は、本地区を工業地域として市街化区域に編入し、この工業団地を拡張し、製造業等を中心とした産業用地の確保を図ることによって、本市のさらなる活性化をめざすため本用途地域を変更するものである。

計画図

青柳地区計画図



工業地域

200
60

青柳迎田地区

町川原

0 50 100 150 200 250m

S=1:2,500 (A3)